

# 総務文教常任委員会

平成27年6月23日(火)午後1時～  
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

## 政策推進室

- (1) 第7号議案 財産の取得についての議決の一部変更について  
<説明～質疑>

## 生涯学習部

- (1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)  
<説明～質疑>

## 総務部

- (1) 報告第1号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
第2号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>  
(2) 第3号議案 亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
<説明～質疑>

## 教育委員会

- (1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)  
<説明～質疑>

4 討論～採決

5 陳情・要望について

- (1) 非核・平和施策に関する要望書

## 6 行政報告

- ( 1 ) 亀岡市行財政改革大綱 2015-2019 平成 27 年度実施計画について  
( 企画管理部 )
- ( 2 ) 亀岡市総合教育会議の報告について ( 企画管理部 )

## 7 その他

- ・ 議会だよりの内容について ( 審査内容・視察報告 )
- ・ 行政視察のまとめについて
- ・ 議会報告会の意見対応について
- ・ 次回の日程、内容について

平成27年6月亀岡市議会定例会

総務文教常任委員会

(条例議案資料)

総務部総務課

## 亀岡市個人情報保護条例の一部改正（案）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という）の施行に伴う改正

### ○ 改正理由

番号法により、個人番号を含む個人情報が新たに「特定個人情報」として位置づけられ、その取扱いなどについても定められました。

そこで、本市においても番号法の趣旨に沿った改正を行うものです。

### ○ 改正内容

#### （1）「特定個人情報」「情報提供等記録」「保有特定個人情報」の定義を追加（第 2 条）

- ・ 番号法で定められている、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報の定義を追加する。

#### （2）目的外利用の制限（第 10 条の 2）

- ・ 「特定個人情報」の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める。
- ・ 「情報提供等記録」については、目的外利用を禁止する。

#### （3）提供の制限（第 10 条の 3）

- ・ 「特定個人情報」「情報提供等記録」の提供は、番号法第 19 条に定めるものを除き、禁止する。

※番号法第 19 条に定めるものの例

- ・ 個人番号利用事務（社会保障・税・防災事務のうち番号法に基づき個人番号を利用することが認められた事務）のための提供

- ・生命・身体・財産の保護のために必要があり、本人の同意がある  
か又は同意を得ることが困難である場合

#### **(4) 開示の請求・訂正の請求・削除の請求（第13条）**

- ・「特定個人情報」「情報提供等記録」について、任意代理人による開示・訂正・削除請求を認める。

※本人参加の権利を一層保障するため、本人又はその法定代理人だけでなく、任意代理人による請求を認める。

#### **(5) 利用停止の請求（第19条）**

- ・一般の個人情報について不適正な取扱いがなされている場合に加えて、「特定個人情報」については、

- ① 利用制限に対する違反
- ② 収集制限・保管制限に対する違反
- ③ ファイル作成制限に対する違反
- ④ 提供制限に違反している場合

についても利用停止請求を認める。

- ・「特定個人情報」について、任意代理人による利用停止請求を認める。

#### **(6) 訂正の通知（第24条）**

- ・「情報提供等記録」について訂正があった場合、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとする。



平成27年4月30日

亀岡市長 栗山正隆様

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会

会長 木藤伸一



亀岡市個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成27年3月31日付け26総第1422号で諮問のあった上記のことについて、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、本市が保有することとなる特定個人情報の取扱いなどを定めるために亀岡市個人情報保護条例を一部改正することについては、番号法の趣旨に即して条例を改正することが妥当である。

### 2 判断の理由

平成25年に制定された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、法との整合性を踏まえた改正であり、個人番号の利用を開始するにあたり、妥当なものとする。

本件に関し、審議に参加した審議会委員は、次のとおりです。

委 員 (五十音順)

池上 素子 ・ 石山 耐子 ・ 稲原 宏光 ・ 木藤 伸一朗 ・  
楠 善夫 ・ 廣瀬 千鶴子 ・ 藤本 江美子 ・ 細川 武 ・ 八嶋 正

以上 9名

亀岡市行財政改革大綱2015-2019 平成27年度実施計画(概要と経過)

1 大綱の名称	「亀岡市行財政改革大綱 2015-2019」																		
2 趣旨・目的	平成22年3月に策定した「亀岡市行財政改革プラン2010-2014」(行財政健全化プログラム)の取組期間の終了に伴い、新たなプランの策定時期を迎え、今後の行財政改革を進めるために平成27年度以降の行財政改革大綱を平成27年3月に策定しました。																		
	<p>■改革の目標</p> <p>持続可能な行財政運営の推進</p> <p>■改革に取り組むための3つの柱</p> <p>①健全で効率的な行財政運営の推進 ②市民参加による行政運営の推進 ③組織・マネジメント改革の推進</p> <p>■改革を進めるための9つの推進項目</p> <p>①健全な財政運営の推進 ②効率的な行政運営の推進 ③事務事業の検証と見直し ④情報公開の推進 ⑤行政サービスの推進 ⑥市政への市民参画の推進 ⑦組織・機構の適正化 ⑧定員管理・給与等の適正化 ⑨職員の意識改革と人材育成</p> <p>■計画期間</p> <p>平成27年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>■行政改革の体系</p> <p>行政改革を進めていく上で指針となる「亀岡市行財政改革大綱2015-2019」とその実施計画である「亀岡市行財政改革実施計画」に基づき、「更なる持続可能な行財政運営の推進」をめざし行財政改革に取り組みます。</p> <p>■推進体制</p> <p>市長を本部長とする「亀岡市行政改革推進本部」と学識経験者、各種団体、市民代表などで構成する「亀岡市行政改革推進委員会」が両輪となって、更なる行財政改革を全庁一体となって推進します。</p>																		
3 実施計画の概要	<p>「亀岡市行財政改革大綱 2015-2019 平成27年度実施計画」</p> <p>■改革を進めるための9つの推進項目ごとの取組事項数【全42事項】</p> <table border="1" data-bbox="375 1400 1420 1713"> <tr><td>①健全な財政運営の推進</td><td>24事項</td></tr> <tr><td>②効率的な行政運営の推進</td><td>1事項</td></tr> <tr><td>③事務事業の検証と見直し</td><td>2事項</td></tr> <tr><td>④情報公開の推進</td><td>3事項</td></tr> <tr><td>⑤行政サービスの推進</td><td>1事項</td></tr> <tr><td>⑥市政への市民参画の推進</td><td>1事項</td></tr> <tr><td>⑦組織・機構の適正化</td><td>3事項</td></tr> <tr><td>⑧定員管理・給与等の適正化</td><td>3事項</td></tr> <tr><td>⑨職員の意識改革と人材育成</td><td>4事項</td></tr> </table> <p>■具体的な数値目標と考え方</p> <p>達成度を見極めるため、取組事項ごとに目標数値を掲げて取り組みます。 しかしながら、目標数値を掲げることが困難な取組もあることから、本計画では具体的な取組内容、実施工程、進捗率等の成果指標についても設定しています。</p> <p>■進行管理</p> <p>各年度で四半期ごとに進捗状況等を分析し、行政改革推進本部で進行管理を行います。進捗状況や取組結果については、広報紙やホームページなどで公表します。</p> <p>■推進体制</p> <p>学識経験者や市民代表などで組織する「行政改革推進委員会」に進捗状況を報告し、意見をとりまとめた上で、「行政改革推進本部」に提言し、更なる改革改善に努めていきます。</p>	①健全な財政運営の推進	24事項	②効率的な行政運営の推進	1事項	③事務事業の検証と見直し	2事項	④情報公開の推進	3事項	⑤行政サービスの推進	1事項	⑥市政への市民参画の推進	1事項	⑦組織・機構の適正化	3事項	⑧定員管理・給与等の適正化	3事項	⑨職員の意識改革と人材育成	4事項
①健全な財政運営の推進	24事項																		
②効率的な行政運営の推進	1事項																		
③事務事業の検証と見直し	2事項																		
④情報公開の推進	3事項																		
⑤行政サービスの推進	1事項																		
⑥市政への市民参画の推進	1事項																		
⑦組織・機構の適正化	3事項																		
⑧定員管理・給与等の適正化	3事項																		
⑨職員の意識改革と人材育成	4事項																		

4 策 定 経 過	<p>■行財政改革大綱策定にあたり、学識経験者・各種団体代表・市民公募委員で構成された行政改革推進委員会で議論を重ねました。また、庁内の行政改革推進本部会議でも具体的な取組を中心に議論を重ねました。</p>
	平成26年5月29日 行政改革推進委員会(第1回)会議(次期行革大綱の職員アンケート結果報告)
	平成26年6月26日 <b>行政改革推進委員会(第2回)会議(市長から委員会会長へ諮問)</b>
	平成26年7月31日 行政改革推進委員会(第3回)会議(ワールドカフェ[意見交換])
	平成26年8月29日 行政改革推進委員会(第4回)会議(答申案協議)
	平成26年9月18日 行政改革推進委員会(第5回)会議(答申にかかる作業部会)
	平成26年10月10日 行政改革推進委員会(第6回)会議(答申案最終協議)
	平成26年10月23日 <b>行政改革推進委員会会長から市長へ答申</b>
	平成26年11月26日 行政改革推進委員会(第7回)会議(第16期委員委嘱状交付)
	平成26年12月16日 次期行財政改革大綱(素案)に係る意見照会を実施(各部、行革推進委員会)
	平成27年1月9日～2月9日 <b>パブリックコメント(意見募集)を実施</b>
	平成27年2月19日 <b>行政改革推進本部会議にてパブコメ(意見募集)結果報告及び大綱の承認</b>
	平成27年2月26日 行政改革推進委員会(第8回)会議(次期行革大綱承認の報告)
	平成27年3月18日 平成27年度以降の実施計画取組事項シートを各所管に依頼
	平成27年4月14日 各所管から平成27年度以降の実施計画取組事項シート提出
	平成27年5月19日 <b>行政改革推進本部会議にて取組事項承認(42項目)</b>
平成27年5月28日 各所管から目標数値の設定及び修正後の取組事項シート再提出	
平成27年5月29日 <b>行政改革推進委員会会議(まとめ)</b>	

## 亀岡市総合教育会議について

### 1. 経 過

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（施行：平成27年4月1日）により、すべての地方公共団体の長が総合教育会議を設けることとなった。

本市においても「亀岡市総合教育会議設置要綱」（告示第41号）により、平成27年4月1日に「亀岡市総合教育会議」を設置。

### 2. 設置目的

市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため。

### 3. 組織構成

構成員は、市長と教育委員会（6人）

### 4. 協議・調整事項

- ・教育に関する大綱の策定
- ・教育を行うための諸条件の整備などその他重点的に講ずべき施策
- ・児童・生徒等の生命又は身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

### 5. 会議運営

- ・会議は、市長が招集する。必要があれば、教育委員会から招集を求めることもできる。
- ・会議は、個人の秘密保持の必要があると認められる場合等を除き公開する。
- ・会議で調整された結果を、当該構成員は尊重しなければならない。

### 6. 会議結果

平成27年5月26日（火） 午後1時30分から午後3時  
市役所4階 教育委員会室にて

- ・「亀岡市総合教育会議」の運営について説明
- ・教育に関する大綱の策定について説明し、策定済みの「亀岡市教育振興基本計画」をもって、大綱に位置付けることで協議が整った。
- ・亀岡市の教育について、学力や子どもの貧困対策など幅広く意見交換がなされた。

○ 亀岡市総合教育会議設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 41 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、亀岡市の教育に資するため、亀岡市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求める等により、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第 6 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条のただし書きの規定により会議を非公開としたときは、これを公表しないことができる。

(事務局)

第 7 条 会議の事務局は、企画管理部夢ビジョン推進課に置く。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

## 視察レポート

練馬区では、小中一貫教育や学校給食の先進地として取り組み、板橋区では、災害への対応力に優れた「新防災センター」と、先進的な防災対策の取り組み、飯能市では、小中学校の小規模特認校制度と、普通教室へのエアコン設置の取り組みについて、視察を行いました。それぞれの調査項目は、本市が今、直面している課題等であり、今後、財政面の問題も踏まえながら、本市における、さらなる施策充実につなげていきたい。

# 視 察 概 要

5月12日(火)

東京都練馬区視察 13時30分～15時30分

## <調査事項>

(1)「小中一貫教育について」

小中学校が連携した教育カリキュラムについて  
成果と課題について

(2) 学校給食について

自校調理方式等について

説明者	教育委員会事務局	教育振興部	教育企画課長	伊藤安人氏
	教育委員会事務局	教育振興部	施設給食課長	三ツ橋由郎氏



視察の始めにあたり、石野委員長挨拶



担当者からの説明



担当者からの説明



視察の終了にあたり、田中副委員長挨拶

視察先	東京都練馬区（平成27年5月12日（火）） （人口：713,849人、面積：48.16km <sup>2</sup> ）
調査項目	<p>（1）小中一貫教育について 小中学校が連携した教育カリキュラムについて 成果と課題について</p> <p>（2）学校給食について 自校調理方式等について</p>
視察の目的	<p>（1）小中一貫教育について 本市においては、平成27年4月から口丹波初の小中一貫校として、「亀岡川東学園」が開校したが、今後の学校運営等にあって、そのメリット、デメリットについて、先進地の事例も参考にしながら検証を行うことが重要と考える。 東京都練馬区では、平成23年4月に区内初の小中一貫校を開校されており、小中学校の連携や、その成果と課題等について、先進地としての事例を学び、本市の教育推進施策に活かすこととする。</p> <p>（2）学校給食について 本市では、中学校給食が未実施の状況であるが、保護者からは、早期の実施についての要望も多い状況である。 練馬区では、すでに小中学校において学校給食を実施されているが、その実施方式については、様々な検討により、センター調理方式から自校調理方式・親子調理方式等の変遷をされており、その経緯・成果を学ぶことにより、本市の学校給食の整備・実施にあたって、参考とするものである。</p>
施策等の概要	<p><b>練馬区の小中一貫教育について</b></p> <p>1. 練馬区のあらまし</p> <p>（1）練馬区の人口（平成27年2月1日現在） 714,679人</p> <p>（2）区立小・中学校数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小学校 64校</li> <li>・区立中学校 33校</li> <li>・区立小中一貫教育校 1校</li> </ul> <p>（3）児童・生徒数（平成26年5月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生 32,268人</li> </ul>

・中学生 14,022人

## 2. 練馬区が取り組む小中一貫教育

小学校と中学校が9年間を見通して、連携・協力して子どもを育て、子どもたちが9年間で何を学び、どんな子どもに育ててほしいのかを、小学校と中学校が一緒に考える。

- (1) 学習指導要領に準拠（独自教科の設定なし）
- (2) 中学校区を基盤に小中一貫教育を全区展開
- (3) 複雑な通学区域における小中一貫教育
- (4) さまざまな学校規模における小中一貫教育
- (5) 中学校選択制度と小中一貫教育が併存
- (6) 連携クリエイター（小中連携推進教員）を中心に推進
- (7) 課題改善カリキュラムの作成

## 3. 練馬区における小中一貫教育の進め方

（練馬区における小中一貫教育の3つの形）

小中一貫教育校（施設一体型）

小中一貫教育実践校・連携校（施設分離型）

小中一貫教育研究グループ（2年間指定）

- (1) 小中一貫教育研究グループ
- (2) 研究グループ2年間で実践校へ移行
- (3) 小中一貫教育実践校・連携校
- (4) 小中一貫教育研究グループ・実践校の取り組み
  - ・乗り入れ事業（出前授業）
  - ・小学生と中学生の交流
  - ・同じ中学校区にある小学校同士の連携
- (5) 小中一貫教育校大泉桜学園
- (6) 特別支援教育における小中一貫教育

## 練馬区の学校給食について

### 1. 給食調理方式

- ・練馬区では、小学校65校、中学校34校の全小中学校において完全給食を実施している。
- ・平成13年度から平成22年度の練馬区長期総合計画の施策の一つとして「学校給食の調理方式の改善」を掲げ、センター受配校をすべて自校調理方式に切り替え、平成23年度末に学校給食総合調理場をすべて廃止した。
- ・給食室の増築が可能な学校は、自校調理方式に移行したが、

	<p>できない学校については、近隣校との親子調理方式を採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きめ細やかな給食と給食指導の充実を図る観点から、自校調理方式を目指しており、親子調理方式は今後、学校の改築等にあわせて給食室を整備して解消していく予定である。</li> </ul> <p>平成27年度調理方式 自校調理方式79校、親子調理方式20校</p> <p><b>2．給食調理業務委託</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・練馬区では、「新行政改革プラン」「委託化・民営化方針」に基づき、学校給食調理業務の民間委託を実施している。委託内容は、調理業務、配缶、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業となっている。</li> </ul> <p>平成27年度委託校 小学校65校中36校（57%） 中学校34校中34校（100%）</p> <p><b>3．各校の特色ある食育</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全小中学校へ学校栄養職員を各1名配置している。東京都の正規栄養職員は2校に1校の割合で配置されている。残りについては、区が学校栄養職員を非常勤職員として雇用し配置している。</li> <li>・各学校で、食材業者との売買契約、献立作成、発注等を行っている。児童生徒の喫食状況等を把握し、きめ細やかな給食を提供するとともに、学校給食を「生きた教材」として食に関する指導の充実を図っている。</li> <li>・「第2次練馬区立小中学校における食育推進計画（平成24年度～平成28年度）」に基づき、学校における食育の充実、学校・家庭・地域が連携した食育の推進に取り組んでいる。</li> </ul>
<p><b>考察</b></p>	<p><b>（現状や事業効果）</b></p> <p>（1）小中一貫教育について 施設一体型が1校で、残りは施設分離型・連携型であったが、この点では亀岡と同じ状況であった。 一貫校を拠点校・先進校とする全国の「流行り」にのらず、連携型を重視していることや、独自教科の設定・学習内容の前倒しも行っていない。 格差を設けず、区内どこでも平等に学べるシステムを堅持し</p>

ようとしている。

児童・生徒の自己肯定感や学習意欲が高まる。

小中教員間の相互理解が生まれる。

(2) 学校給食について

センター方式に比べて、自校調理方式は衛生面、食育面、アレルギー対応等、どれをとっても利点があり、優れている。

経費面だけが問題となるが、区民のために、よりよいものを提供するためにお金をかけるという考え方が貫かれている。

学校教育の中で食育をしっかり位置付けるとともに、重要視されていた。

(本市に導入できること)

(1) 小中一貫教育について

小中連携の考え方は大いに参考になる。

小中の子ども、教職員がよく連携、交流することの重要性は、本市の教育にも取り入れられると思う。

中学生が小学生の学習を支援する「リトルティーチャー」の取り組みなど、本市でも参考にすべきである。

(2) 学校給食について

中学校にも給食を導入する際の目標や理念は参考にしたい。

食育の観点からも、中学校給食を検討していくべきである。

(本市に導入した場合の課題)

(1) 小中一貫教育について

施設一体型校は何として良い成果を出さなければならないということもあってか、重点的に教職員配置などの措置がなされている。

本市では、学校間の距離が離れているところが多く、交通アクセスがネックになる部分がある。

(2) 学校給食について

中学校給食の実施にあたり、親の意向の検証・分析が必要である。

(今後の検討)

(1) 小中一貫教育について

期(1~4年) 期(5~7年) 期(8~9年)に区分

	<p>される指導体制の中で、全国の一貫校の課題と共通する『期の指導の難しさ（生徒の困難性の表出）』がある。</p> <p>(2) 学校給食について</p> <p>基本的な方向性として、給食センターで中学校給食を取り込んでいくことについての検討が必要である。</p>
委員の意見等	<p>(1) 小中一貫教育について</p> <p>練馬区の小中一貫教育は、全国の様々な「先進的」「独自性」の取り組みの流れに乗らず、連携の研究実践を柔軟に行っているところが、地に足のついた施策として生きているように思う。</p> <p>小中一貫校は手厚い人員配置と教職員の多忙、超過勤務で成り立っていることが多く、課題もまだまだ山積している。</p> <p>小中一貫教育を進めることで、学力の向上、不登校児童・生徒の減少、中学生の落ち着きや自信につながる等のメリットがある。</p> <p>(2) 学校給食について</p> <p>学校給食の実施方式別利点・欠点の一覧表を公表しているところが素晴らしい。</p> <p>とかく経費節減、合理性の追求で動く自治体が多い中で、よりよいものを住民サービスとして提供することを、自治体の心意気としているのが良いと感じた。</p> <p>食育基本法の本質や、安全安心の学校づくり、地域との連携、地域の活性化という観点からも給食は自校方式を目指すのがよいと痛感した。</p> <p>給食センターが老朽化している時が、方向転換するチャンスかもしれない。</p> <p>練馬区では、食育推進委員会を設置し、食育推進計画を作成する中で、食育の推進を図られていたが、本市においても小中学校の食育をどのように考え、また、どのように進めようとしているのかといった基本線を明確にすべきであると強く感じた。</p> <p>中学校給食については、財政面等の課題はあるが、方向性としては、児童・生徒数の減少も踏まえながら、前向きに進めていくべきであり、子どもの貧困の問題をカバーするために</p>

	も大事なことであると考える。
--	----------------

# 視 察 概 要

5月13日(水)

東京都板橋区視察 13時00分～15時00分

## <調査事項>

(1) 防災行政について

先進的な防災対策の取り組みについて

「新防災センター」について

説明者	危機管理室	防災危機管理課長	清水雄二氏
	危機管理室	地域防災支援課長	雨谷周治氏
	土木部	工事課工務係長	大脇昭一氏



視察の始めにあたり、石野委員長挨拶



担当者からの説明



担当者からの説明



視察の終了にあたり、田中副委員長挨拶

視察先	東京都板橋区（平成27年5月13日（水）） （人口：542,169人、面積：32.17km <sup>2</sup> ）
調査項目	（1）防災行政について 先進的な防災対策の取り組みについて 「新防災センター」について
視察の目的	（1）地球温暖化に伴う集中豪雨等により、全国各地で災害が多発している状況の中で、予期せぬ事態に迅速に対応できる体制の整備・充実が求められている。 東京都板橋区においては、「新防災センター」の設置により、災害への対応力を向上されており、当該施設の視察を行うとともに、先進的な防災対策の取り組みを学ぶものである。
施策等の概要	<p><b>板橋区における防災対策の取り組み</b></p> <p><b>1．地域防災計画の修正</b> 近年、全国各地で甚大な被害をもたらしている風水害への対応、及び初動体制や避難計画等の充実強化のため、地域防災計画の修正作業が進められている。（H27.11月計画修正予定）</p> <p><b>2．避難所の整備</b> （1）全区立小中学校75校に備蓄倉庫を整備 （2）食糧の備蓄（アルファ化米、クラッカー） （3）その他の備蓄（毛布、ブルーシート、仮設トイレ） （4）平成26年度新規整備の資器材 ・避難所運営用品（カイロ、リヤカー） ・避難所衛生用品（ウェットティッシュ、手指消毒剤） ・医薬品（総合感冒薬）</p> <p><b>3．帰宅困難者一時滞在施設整備</b> 一時滞在施設の整備等</p> <p><b>4．区施設の防災対策</b> （1）同報系防災行政無線放送塔の増設 （2）気象観測システムの雨量計の増設 （3）<b>新防災センターの設置</b> 新防災センターは、従来の防災センターと比べ、災害への対応力を飛躍的に向上させている。 そのキーワードは、「速く・広く」情報を伝えること、</p>

	<p>そして、大地震などの大きな災害に強いことである。  地理情報システム（GIS）を用いてより速く、多くの災害情報を収集し、それを基にした正確な情報を広範囲に伝えることができる。  さらに、支所にバックアップ機能を備えることなどにより、大きな災害によっても、その機能が失われることはない強さを持ちあわせている。</p> <p>(4)被災者生活再建支援システムの導入(H27年度新規事業)</p> <p><b>5．地域防災力の向上</b></p> <p>(1)防災関連用品等のあっせん、土のうステーションの設置、止水版設置工事助成等</p> <p>(2)専門講師による防災セミナーの実施</p> <p>(3)地域別防災マニュアル策定の支援</p> <p>(4)中学生普通救命講習の実施</p> <p>(5)要配慮者支援対策等</p> <p><b>6．住民防災組織</b></p> <p>(1)住民防災組織の育成・指導</p> <p>(2)住民防災組織に対する支援  運営助成金及び訓練奨励費用助成など</p> <p>(3)防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練</li> <li>・総合防災重点地区訓練</li> <li>・住民防災組織訓練など</li> </ul>
<p><b>考察</b></p>	<p><b>(現状や事業効果)</b></p> <p>新防災センターの力を発揮させた24時間対応可能な危機管理システムが構築されていた。  土のうステーションを区内各地に設置し、ゲリラ豪雨等への備えがされていた。  止水板設置工事助成制度が設け、ゲリラ豪雨等への備えがされていた。</p> <p><b>(本市に導入できること)</b></p> <p>市民に防災意識と実際の備えをもってもらうのに参考となる取り組みが多くあった。とりわけ、人口密集地域での都市型災害に対する取り組みは大いに参考になった。</p>

	<p>本市においても、人口密集地域には土のうステーションのようなものは必要であり、また、地域の防災意識を高めることにもつながると考える。</p> <p>大雨に備えたパンフレットの中には、簡単な水防工法等も記載されており、本市においても参考とすべきである。</p> <p><b>(本市に導入した場合の課題)</b></p> <p><b>(今後の検討)</b></p> <p>同報無線等で、迅速な情報伝達網の整備に努める。</p> <p>財政的な面もあるが、主要河川へのモニター設置については、今後、検討が必要と考える。</p>
<p><b>委員の意見等</b></p>	<p>都市部の場合、一つの災害で多数の生命が危機にさらされるので、より危機感を強くもって、防災対策に臨まれていると強く感じた。</p> <p>土砂災害への対応、危険地域の把握や避難指示ができるように、日々の点検の中で行っていくことが大切である。</p> <p>本市においては、ソフト面で、行政が中心となって、警察署、消防団、自治会等の組織がきめ細かく連携されており、この点については、これまでどおり、市独自の取り組みでよいと考える。</p>

# 視 察 概 要

5月14日(木)

埼玉県飯能市視察 10時00分～12時00分

## <調査事項>

- (1) 小規模特認校制度について  
導入までの経過、取り組みについて  
成果と課題について
- (2) 普通教室へのエアコン設置について  
設置に至るまでの経過、取り組みについて

担当課 ( 教育委員会 学校教育課 )



視察の始めにあたり、石野委員長挨拶



担当者からの説明



現地視察(飯能第一中学校 正面玄関にて)



視察の終了にあたり、田中副委員長挨拶

視察先	埼玉県飯能市（平成27年5月14日（木）） （人口：81,053人、面積：193.18km <sup>2</sup> ）
調査項目	<p>（1）小規模特認校制度について 導入までの経過、取り組みについて 成果と課題について</p> <p>（2）普通教室へのエアコン設置について 設置に至るまでの経過、取り組みについて</p>
視察の目的	<p>（1）本市では、平成26年5月に学校規模適正化検討会議が設置され、望ましい学校教育環境整備の方向性について検討されているが、その検討の中で、小規模特認校制度についての意見も出されているところである。</p> <p>埼玉県飯能市は、本市と面積・人口などの地理的条件が類似しているが、すでに小規模特認校制度が実施されていることから、導入までの経過、成果・課題について調査をすることで、本市の参考とするものである。</p> <p>（2）本市では、普通教室のエアコン設置について、平成21年12月に請願の採択もされる中で、現在、教育委員会において、設置に向けた検討がされているところである。飯能市においては、早期に整備されているが、設置に至るまでの経過、取り組み、また、今後の維持管理も含めて、調査を行うものである。</p>
施策等の概要	<p><b>飯能市立学校小規模特認校制度について</b></p> <p><b>1．経緯・目的</b></p> <p>人口動態の推移、少子化、学校を取り巻く環境等を踏まえ、児童数が著しく減少することが予想される山間地域の学校を対象として、当該制度を平成22年度から導入され、現在4校で実施されている。</p> <p>小規模特認校制度とは、小規模校の特性を生かした教育を希望する保護者の児童に、特例措置として通学区以外からの入学を認め、学校規模の適正化及び活性化を図ることを目的とする制度である。</p> <p><b>2．制度運営の仕組み・体制</b></p> <p>（1）小規模特認校に通学する児童についての事務的取扱は、指定校変更による対応とする。</p>

(2) 通学に要する保護者負担の軽減のために、通学費補助金を交付する。(予算の範囲内で全額補助)

(3) 一定の就学条件を設ける。

### 3. 児童数の推移と実績

#### (1) 吾野小学校

平成22年度 児童数 48人、特認校利用者数 3人

平成23年度 児童数 43人、特認校利用者数 1人

平成24年度 児童数 42人、特認校利用者数 1人

平成25年度 児童数 45人、特認校利用者数 4人

平成26年度 児童数 45人、特認校利用者数 2人

平成27年度 児童数 42人、特認校利用者数 1人

#### (2) 名栗小学校

平成22年度 児童数 105人、特認校利用者数 0人

平成23年度 児童数 92人、特認校利用者数 0人

平成24年度 児童数 72人、特認校利用者数 0人

平成25年度 児童数 68人、特認校利用者数 0人

平成26年度 児童数 42人、特認校利用者数 0人

平成27年度 児童数 45人、特認校利用者数 4人

### 4. 事務の流れ

9月～

- ・来年度募集要項の広報
- ・希望者は、各学校にて随時見学、説明、体験を受ける
- ・就学時健診

12月

- ・募集受付(指定校変更願の提出)
- ・面談(保護者・児童 広聴・市教委)
- ・指定校変更決定通知の発送

1月

- ・入学通知の発送(新入生)

3学期修了式以後

- ・転校手続き

### 5. 成果と今後の課題

- ・児童数の拡大と複式学級解除の効果は感じられないが、期待したい。
- ・教職員、保護者の“開かれた学校”への意識が高まった。
- ・地域の現状と学校の現状についての認識が高まった。

- ・現・在籍校から転校しようとする場合、児童については今までの交友関係を断ち切ること等が難しい面がある。保護者の理解や考え方に大きく左右される。
- ・現・在籍校への周知、広報が難しい。
- ・通学方法の安全面や費用の課題は解決しているが、突発事故への安心感の確保が不安なようである。

### 普通教室へのエアコン設置について

#### 1．飯能市の特性について

- ・飯能市は、東京都多摩地域中部にある横田飛行場（横田基地）の北方に位置し、戦闘機や輸送機による騒音等が大であり、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用を受け、防音工事について補助を受けることができた。

#### 2．防音工事の概要

校舎の鉄筋コンクリート造化

防音サッシの設置

吸引性の高い内装仕上化

空調設備等の設置

補助割合 7.5 / 10 ~ 10 / 10 )

#### 3．空調設備（冷房機）設置の経緯

- ・平成元年時点で、小学校14校、中学校8校合わせて普通教室の割合で80%の設置率を達成し、平成27年4月時点では、すでに100%の達成率となっている。

#### 4．近年の空調設置事例

##### (1) 西川小学校空調機設置工事（平成23年度実施）

請負金額（税込）：39,900,000円

空調方式 / 熱源：個別空調 / 電気

補助金：国庫補助（安全・安心な学校づくり交付金）

補助割合：1 / 3

工事概要：普通教室7室、特別教室5室

ランチルーム、校長室

対象床面積：1,181㎡

空調単価：33,780円/㎡

その他：空調機設置に伴い受電要領増加に対応した受変電設備新工事を含む。

##### (2) 名栗中学校空調機設置工事（平成23年度実施）

請負金額(税込): 30,450,000円  
空調方式/熱源: 個別空調/電気  
補助金: 国庫補助(学校施設環境改善交付金)  
補助割合: 1/3  
工事概要: 普通教室3室、特別教室4室  
対象床面積: 608㎡  
空調単価: 50,080円/㎡  
その他: 空調機設置に伴い受電要領増加に対応した受変電設備新工事を含む。

### 5. 空調機の維持管理について

- ・「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の適用により、防音工事への補助に加えて、防音事業維持費に対する補助も受けている。

補助率

電気料金・燃料代等 6/10

電気基本料金 2/3

補助額(平成26年度分)

小学校分(7校) 7,224,000円

中学校分(4校) 4,476,000円

- ・空調設備の維持管理(業務委託費)

小学校(8校、全館空調方式実施校のみ)

契約実績(H26) 12,837,000円(税込)

中学校(5校、全館空調方式実施校のみ)

契約実績(H26) 7,664,760円(税込)

### 6. 空調機設置に伴う取り組みについて

- ・空調方式の選定について

全館空調方式か、個別空調方式か。

ガス式か、前期式か。

購入か、リースか。

技術顧問相談制度の活用

### 7. 空調機設置に係る課題等

- ・騒音調査結果を反映した防音工事対象区域エリアの縮小、及びそれに伴う補助事業の縮小による補助額の減少。
- ・個別空調機の維持管理業務の実施。
- ・将来を見据えた空調機の効果的な更新。

<p><b>考察</b></p>	<p><b>(現状や事業効果)</b></p> <p>(1) 小規模特認校制度について  複式解除に至るような児童数の拡大には至っていないが、開かれた学校への意識が高まり、小さくとも学校を開くことの利点をアピールされていた。  魅力は感じて転校をためらう児童も多く、遠距離通学への不安もある。</p> <p>(2) 普通教室へのエアコン設置について  基地に隣接していることから、その防音対策として、エアコン設置や維持経費の一部についても補助金がある状況であったが、位置的に補助金の対象外である学校についても、早くから設置が完了していた。</p> <p><b>(本市に導入できること)</b></p> <p>(1) 小規模特認校制度について  学校規模適正化の前に、それぞれの学校の良さを生かして地域に根づいた教育を行うことが大事である。  いろんなアイデアを出して地域に移り住む人を増やしていくべきである。</p> <p>(2) 普通教室へのエアコン設置について  本市においては、川東学園ですべての教室にエアコンが整備され、他の学校との格差ができたので、一日でも早く設置に向けて取り組んでいくべきである。</p> <p><b>(本市に導入した場合の課題)</b></p> <p>(1) 小規模特認校制度について  通学については、親の負担とされており、よい制度であっても利用されにくい側面がある。</p> <p>(2) 普通教室へのエアコン設置について  エアコン設置の財源確保が求められる。  エアコン設置方式の選択が求められる。  エアコンの点検、維持管理について、専門の職員を採用していくべきである。</p> <p><b>(今後の検討)</b></p> <p>(2) 普通教室へのエアコン設置について</p>
------------------	---

	<p>早急にエアコン設置の具体化を図っていくべきであるが、設置にあたっては、初期投資費用がかからないように、リース方式も含めて、様々な方式・手法を検討すべきである。</p>
<p><b>委員の意見等</b></p>	<p>未来のまちづくりを担う子どもたちの教育は、何よりもまちづくりの柱となるものである。故に、経費や合理性で論ずるのではなく、その地域の良さをとらえ、その地域に学校があることの大切さを住民とともに確かめ合い、学校の環境をよくして、子どもの数が増えるように努力することが大切であると改めて感じた。</p> <p>地域の学校を守りたいという住民意識と、子どもとの関係がマッチしないと学校は守れない。複式学級になったからすぐ合併ということなしに、その前段としての当該制度等の取り組みをきっちりと行っていくべきである。</p> <p>町に学校がないのは、町の活力が失われることになる。特認校制度について、本市においても、差し迫った状況の学校もあるので、何らかの対策を講じていくべきである。</p> <p>小規模校におけるきめ細やかな教育ができる利点を最大限に生かしていくべきである。児童数の適正化の問題については、学校間の協力により、一定解決するのではないか。</p> <p>クーラーの設置については、財源や統廃合が課題としてある時にどうするのかという問題もあるが、方向性としては、様々な手法を用いて設置していくべきである。</p> <p>最初から統廃合ありきでなく、子どもの少ない学校のよい所を生かす意味で、本市においてもこの制度を導入すべきである。</p> <p>小規模校の特性を生かしていくことは、もちろん大事なことであるが、一方で、財政問題も含めた様々のことを今後の課題として、検討していくべきである。</p>

# 視 察 概 要

5月13日(水)

東京都内視察 10時00分～11時30分

## < 調査事項 >

(1) 豊島区庁舎(現地視察)



庁舎正面玄関にて



庁 舎



庁舎屋上



議 場



議 場



議 場

# 議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

## 総務文教常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
亀岡西部	1 急傾斜地に指定されているところに住んでいるが、対策工事が中断されたままであり不安である。財政調整基金を取り崩してでも早く工事を完了させてほしい。旧亀岡幼稚園も崖崩れの危険性が原因で移転したのではないのか。	幼稚園については、崖崩れが原因だとは聞いていない。少子高齢化の中で統合されたと理解している。対策工事が中断していることは承知している。要望として受け止める。	総務文教 産業建設			
亀岡西部	3 新しい事業を興すのも良いが、今ある建物をどうするのか。市民は、亀岡会館や公民館の今後を心配している。スタジアムに一生懸命で、他のことが置き去りにされているようだ。トータルで考えて亀岡市をどうしていくのか考えてほしい。	-	総務文教			
亀岡西部	4 住宅を建てれば人口が増えるというものではない。子育て支援や浸水対策をしっかりしないと、いったん人口が増えてもまた減ってしまう。新しいものを建てることばかり考えないで、今ある亀岡の豊かな自然を生かして、どこにも負けない良いまちにするべき。	本日の議会運営委員会で、議員有志が集まって亀岡市の資源を活かしたまちづくりを研究する政策研究会の立ち上げが議論された。今後に期待していただきたい。	総務文教			
亀岡西部	5 人口増加のための施策を。亀岡市には施策が少ないように思う。	災害に強い亀岡というのは絶対要件であるが、亀岡市にとって人口減少の対策が一番の課題であると認識している。それには、働く場所と子育て支援が必要である。働く場所については、縦貫が全線開通することにより、亀岡にも可能性が出てくるのではないかと期待している。子育て支援の施策の充実に対しては、議会も常に呼びかけをしながら取り組んでいるが、特効薬はなかなか見いだすことができない。亀岡も時代に応じた形での施策を見いだしていけないといけない。	総務文教			
亀岡西部	6 人口減少は最大の課題。議員は会派を問わず少子化対策にもっと取り組んでいただきたい。	子育てしやすいまちについては、環境厚生常任委員会で子育て支援団体と意見交換会を行った。そのように、議会では市民との意見交換を行う取り組みを始めているので、そのようなアイデアもたくさんお寄せいただきたい。	総務文教			
亀岡西部	7 人口増加策では、いかに若い女性に住んでもらうがポイントである。子育てがしやすく、意見の言いやすいまちにしていくべき。		環境厚生			
亀岡西部	9 滋賀県竜王町ではフッ化物を利用してほとんどの子どもが虫歯ゼロであるというニュースを見た。予算もほんの少しなので、亀岡も実施してはどうか。	議会においてはこれに対する考え方はひとつではないが、亀岡市でも、小学校でフッ化物洗口を行っている。	総務文教			
畑野	2 ふるさとバスについては、平日に比べて土・日の運行は少なくなるが、土・日に会合等の用務が多いので、増便の配慮はしてもらえないか。	ふるさとバスの土・日の増便については、予算を伴うことでもあるので、この場で即答はできないが、要望していただいている内容は理事者に伝えていきたい。	総務文教			
畑野	3 教育委員会制度改革について、説明をいただいたが、亀岡市の実情はどうか。	現在、教育委員会において新しい制度への移行に向けて、検討がされている。現在の教育長の任期中は、今までどおりの体制だが、任期が終われば、市長から任命される特別職としての教育長ができて、教育委員長はなくなることとなる。	総務文教			

畑野	4	公立小中学校の統合問題について、亀岡市の対応は。	現在、教育委員会において、学校規模の適正化について検討がされており、亀岡市としての小中学校統廃合の方針は出されていない。	総務文教			
畑野	7	亀岡市内の空き家の状況は把握されていないと思うが、市議会でも空き家の活用について、一つのテーマとして取り上げてもらえないか。	空き家問題は全国的な問題となっているが、市議会の中でも、多くの議員が質問を行ってきたところである。空き家対策に係る法律の施行により、今後、府市がどう対応するのか課題となっており、我々もしっかり取り組んでいきたい。	総務文教			
保津	1	スタジアム完成後について、年間入場者が少なく採算が合わないのではないか。	議論の最中であるが、入場者をもたない、スタジアムを核とした活性化と経済効果を考えている。	総務文教			
保津	3	平和人権特別委員会が解散したが、事業の公平性が保てるのか。地域の現状を見て欲しい。	今後、現地を確認するなど意見を聞かせていただく。	総務文教			
保津	10	アユモドキは保津町の地元で保全活動を行い守ってきた。スタジアム建設にアユモドキは関係ない。アユモドキを政治の道具にしないでほしい。		総務文教			
本梅	11	特別委員会の中で、退職手当債について述べられているが、退職者のために市が起債するという事なのか。民間の銀行から担保に融資を受けて、償還をしていくという内容なのか。	退職手当については、そのための貯金をしていなかった。国は条件付きで退職手当債を認めた。平成27年度予算では、退職手当債を民間資金として予算措置している。財政調整基金が平成27年度末には6億円程度しかないもので、更に3億円も取り崩すと災害が起こったときに困るということで、今回は市債として予算措置することになった。	総務文教			
本梅	13	法令の改正で、教育長が教育委員長と一緒に職になる。論点となった中立性の担保の意味は。	今度の法改正で、行政の教育委員会の事務方のトップである教育長が、大きな権限をもつことになる。首長の考えを強く受けた教育長によって、そちらに傾くのではないかと、という議論が全国で巻き起こった。	総務文教			
千代川	1	安心安全なまちづくりとはどのようなまちづくりを目指しているのか。	地域協働でまちづくりを行い、幼児から高齢者まで安心して生活ができ、住みやすいまちづくりを目指す。	総務文教			
千代川	3	千代川小学校前の通学路について、道路が非常に狭く、交通量が多く危険である。速度規制等、さらなる安全確保してほしい。	通学路の整備は重要と認識しており、道路標識やスクールゾーンの整備をしてきた。今後、さらに意見を聞きながら改善していきたい。	総務文教 産業建設			
千代川	5	スタジアムについて、サンガのファンなので建設賛成したが、経済的・環境的にどうなのか。議員間でどのように議論されたのか。賛成、反対の意見を聞きたい。	反対：治水問題で桂川架道整備が出来ておらず危険である。なぜ、京都府がプロのスポーツにお金をだすのか。本来、スポンサー企業が出すべき。水道水源の真下なので、命の飲み水が危ないし、アユモドキの存続も危ない。 賛成：スタジアム建設により広域で本市に注目が集まる。これにより各インフラ整備が進む。収支はスタジアム単体でなく本市全域の活性化につながる。スタジアムを核として亀岡市の経済の起爆剤としたい。	総務文教			

東 つ つ じ	5	パブリックコメントは、実際に参考にしているのか。声を聴こうというポーズなのか。スタジアムでは大多数の声とは違う方向に進んでいる。本当に市民の声を聴く気なら、納得できるよう後で説明してほしい。	パブリックコメントは参考とするため聴いているが、コメントをされない人の意見も反映させなければならない。パブリックコメントだけが全てではなく、幅広く意見を聴く中で議員は判断している。	総務文教			
東 つ つ じ	7	スタジアムについて、市民に説明することを今からでもすべき。心配点もある。きちんと説明すると盛り上がるのでは。	市民の皆様に向けて内容を広く知ってもらえるよう、広報の充実や説明機会について、議会として伝えていく。	総務文教			
東 つ つ じ	8	ハザードマップについて、駅北は浸水地域であるので住宅地として適切ではない。ハザードマップは無関係なのか。ハザードマップの見直しは。	駅北については、桂川の治水対策等を踏まえ、京都府の判断により、都市計画を決定、許可されたものである。ハザードマップに浸水区域として指定されているなら当然改訂すべきと考える。	総務文教			
東 つ つ じ	11	スタジアム建設について、2年前住民投票を求める直接請求があったが、市長は必要ないと述べられ、それに対して議会もそれを不要とした。その理由が聞きたい。市の大きな問題として住民が賛否を問うように求めているものなのに、なぜ問わないのか。	賛成、反対の理由はそれぞれあり、様々に議論した経過はあったが、結果として賛成少数で否決されたものである。そのような声を聴く機会をもつことは大切であり、議会として今後とも考えていきたい。	総務文教			
東 つ つ じ	12	住民投票が否決された際には、反対した議員からも情報は市民に公開していかなければならないことを言われていたが、十分に説明されていないのではないのか。	意見として受け止め、今後の議会活動に生かしていきたい。	総務文教			